

必ずお読みください



子ども医療費受給資格証を取得された方へ

大洲市 子ども医療費 受給ガイド

お子さまの高校卒業(※)まで
医療費を助成いたします。

※ 18歳になって最初の3月31日まで



大洲市 市民課 高齢者医療係

令和 7 年 1 月

目次

子ども医療費助成制度とは	2
助成できないもの	3
一旦自己負担していただく医療費	5
医療費払い戻しの申請方法	6
医療の適正受診について	7
お子さまの医療費の流れ	9
社会保険に加入している方へ	10
こんなときは	11
漫画でおさらい	13



てをあらおう



うがいしよう



かんきをしよう



子ども医療費助成制度とは

子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する制度です。

子どもの受診にかかる保険適用分の医療費のうち、
窓口で支払う自己負担額を、保護者の代わりに大洲市が負担します。

【助成を受けられる子どもの条件】

- ・ 健康保険に加入していること
- ・ 大洲市に住民登録があること
(就学のために子どもだけ転出する場合など、例外もあり)
- ・ 18歳になって最初の3月31日を迎えるまで



助成を受けるには



- ① 資格登録申請を行い「子ども医療費受給資格証」を取得してください。

【申請に必要な書類】

- ・ お子さまの保険情報がわかるもの
(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル画面印刷など)
- ・ 受給資格者となる保護者の方の本人確認書類
(受給資格者以外の保護者の方が来庁される場合は、来庁者の本人確認書類も併せて必要です)
- ・ お子さまと受給資格者様の個人番号がわかるもの

- ② 医療機関で、マイナ保険証等と一緒に受給資格証を提示してください。
保険適用分の自己負担額は大洲市が代わりにお支払いします。

- ③ 助成できないものや注意事項もあります。このガイドをよくお読みください。

助成できないもの

次のような医療費については、子ども医療費助成制度の対象になりません。受診時には受給資格証を提示せず、医療機関で自己負担分をお支払いください。万が一自己負担されず大洲市へ請求があった場合、保護者の方へ**医療費の返還を請求するもの**がありますので、**必ず**ご一読ください。

注意

× 学校管理下でのケガや病気



授業中、部活動中、登下校中など学校管理下におけるケガや病気は日本スポーツ振興センターから災害共済給付金の支給が行われるため、子ども医療費助成制度の対象になりません。

医療機関では一旦自己負担分をお支払いいただき、学校を通して災害共済給付金を申請してください。自己負担額に加えて、お見舞金として医療費の1割が支給されますので、養護の先生にご相談をお願いします。

万が一医療機関で自己負担分をお支払いにならず、代わりに大洲市へ請求が届いた場合、二重給付となります。給付金支給を確認後に保護者様へ**医療費の返還**を請求いたします。

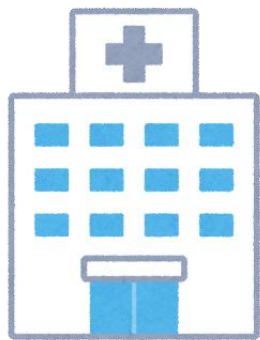
× 交通事故、ケンカなど



第三者行為によるケガや病気

交通事故・他人に殴られた・他人のペットに咬まれたなど、加害者が存在する場合には加害者が医療費を負担することになるため、子ども医療費助成制度の助成対象になりません。医療費の支払いについては、加害者や保険会社等とご相談ください。

万が一受給資格証を使用され、大洲市に医療費の請求が届いた場合は、**第三者行為求償書類**を作成のうえご提出いただきます。さらに、受給資格証を使用した場合は後々ご自身の負担になってしまわないように、連絡なく示談されませんようお願いいたします。



医療機関での受付時に
「学校でのケガなのですが……」
「交通事故なのですが……」
「住所が変わって……」とお伝えいただくと、
誤った受給を防げることがあります。

注意

× 受給資格喪失後の受診



お子さまや受給資格者が大洲市から転出した場合、受給資格証に記載された期限が切れていなくても、受給資格が喪失することがあります。

他市町へ転入後は新たな自治体で助成を受けていただくことになりますので、転出の際は受給資格証を**必ずご返却**いただきますようお願いいたします。また、受診の際は必ず「引っ越しました」と医療機関へお伝えください。

万が一受給資格喪失後の医療費の請求が届いた場合は、保護者様へ**医療費の返還**を請求することがあります。11ページをご参照ください。

× 保険適用外の費用



入院時の食事代や差額ベッド代、消耗品、予防接種、検診など保険適用でない費用は子ども医療費助成制度の対象になりません。自己負担にてお支払いください。

ご不明・ご不安な点は
お電話でお問い合わせください
【市民課直通:0893-24-1713】
(平日 8:30~17:15)





一旦自己負担していただく医療費

次のものは、医療機関にて一旦自己負担分のお支払いが必要ですが、後に市役所で払い戻しの手続きができます。



領収証を大切に
保管しておいてください

○ 県外での受診

愛媛県内の医療機関であれば受給資格証を提示することで大洲市が代わりに医療費を負担できますが、県外の医療機関を受診されたときは受給資格証を使用できません。県外の医療機関では一旦自己負担分をお支払いいただき、市役所窓口にて払い戻しを申請してください（6ページ参照）。

○ 治療用装具（補装具）

治療用装具（治療用眼鏡など）を購入された場合、療養費の給付対象でないため一旦全額自己負担となります。健康保険へ療養費支給申請を行ったあと、その支給通知を添えて、市役所窓口にて自己負担分の払い戻しを申請してください（12ページ参照）。

○ 受給資格証の提示を忘れた受診

受診時に受給資格証を提示できなかったとき、一旦自己負担となることがあります。後日提示すれば医療機関から払い戻しを受けられる場合もありますが、そうでない場合は市役所窓口にて保険適用自己負担分の払い戻しを申請してください（6ページ参照）。ただし、マイナ保険証等も忘れて10割負担した場合は、先に健康保険から払い戻しを受けてください。



医療費払い戻しの申請方法

市役所窓口（本庁または支所）に次のものをご持参ください。確認・審査後、振込にて払い戻しをいたします。



※ 受診内容によっては、お振込みまで2～3ヶ月かかる場合があります。

※ 受診後2年以内に請求してください。

※ 治療用装具の場合は12ページを参照してください。

・ 受診した子の子ども医療費受給資格証

・ 受診した子の保険情報がわかるもの

・ 受給資格者の口座情報がわかるもの（通帳など）

※ 受給資格者とは……受給資格証に記載されている保護者

・ 支払った医療費の領収証

※ 審査の都合上、1ヶ月分まとめて申請してください。



医療の適正受診について

医療を受けるにあたり適正な受診を心がけていただくことで、
① お子さま ② 市民のみなさま ③ 医療機関 ④ 健康保険 ⑤ 自治体の負担軽減を図ることができます。

今後も安定して福祉医療費の助成を行うために、また、市民のみなさまが安心して必要な医療を受けられるように、ご協力をお願いいたします。

※ 「適正受診」とは、医療機関にかからないようにするものではありません。
必要な時に、安心して医療を受けられるようにするものです。

こんな事態を防ぐために……



色んな病院で何度も同じ検査を受けるのはしんどいよ～……

緊急性のない患者さんで救急病院がいっぱい！？
この人は今すぐ治療が必要なのに……



自分では症状を判断できなくて不安だわ……
夜だし救急車を呼ぶしかないのかしら……

時間外の診療は料金が加算されるホー
平日昼間に再受診が必要になることもあるホー



健康保険

支払う医療費がどんどん高くなって、
もう財源が足りない……！
保険料・税金を増やさなくては……



自治体



ご協力よろしくお願いします



かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医を持つことで、複数の医療機関で相談する場合に比べ一貫した発育や発達、慢性疾患を考慮したアドバイスを受けることができます。

かかりつけ医は病気の診療だけでなく、予防接種や健診などを通してお子さまの健康と成長を見守り子育てをサポートしてくれる存在になります。

なるべく通常の診療時間内に受診しましょう

「平日は仕事があるから」「昼間は病院が混んでいるから」などの理由で、緊急性のない症状にもかかわらず休日や夜間に救急病院を受診する〈コンビニ受診〉が増えているそうです。

本当の急患に対する医療に支障をきたすおそれがありますし、時間外の受診は医療費が加算されるため「平日・昼間の受診」を心がけてください。

愛媛県子ども医療電話相談「#8000」を利用しましょう

休日や夜間に突然お子さまが発熱、嘔吐、けいれん、頭をぶつけたなど、どう対処したら良いか、病院を受診した方が良いか迷う状況になったときは、「愛媛県子ども医療電話相談」などを活用しましょう。

「#8000」をプッシュすると愛媛県の相談窓口へ自動転送され、家庭での応急対処法など、看護師や小児科の医師から適切なアドバイスを受けられます。携帯電話からでも使用できます。

なお、お子さまが15歳以上の場合は、「えひめ救急電話相談#7119」にご相談ください。

(詳細は愛媛県にお問い合わせください)



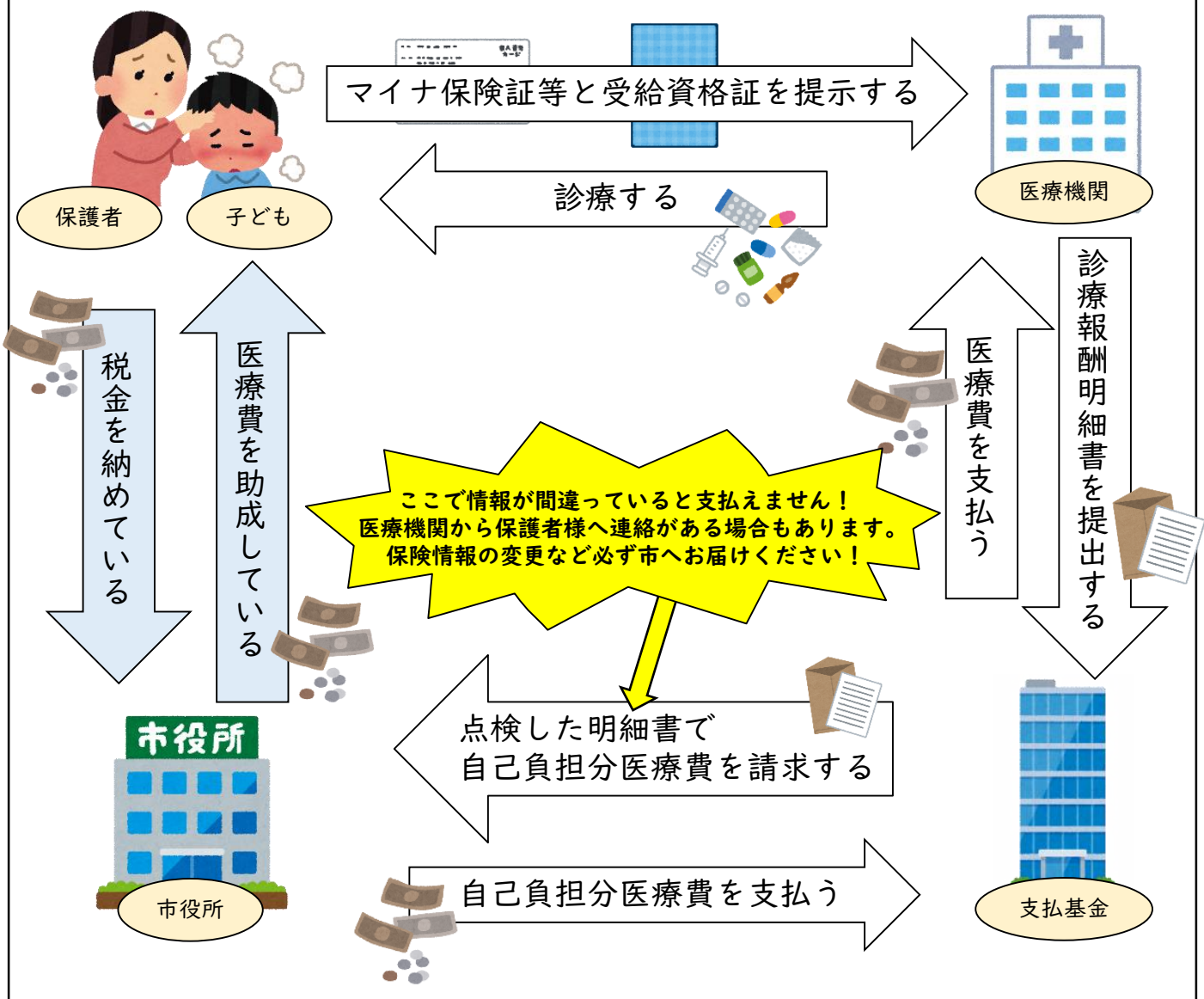
お子さまの医療費の流れ

お子さまの医療費は“タダ”ではありません

お会計時に支払いがなくても、お子さまの医療費は発生していて、自己負担分は税金で助成されています。無料で治療が行われているわけではありませんので、制度へのご理解ご協力をお願いいたします。



医療費（保険適用自己負担分）の流れ





社会保険に加入している方へ

対象者……加入している健康保険が「健康保険協会」「健康保険組合」「共済組合」の方
(企業などに勤める会社員の方、公務員の方、条件を満たすパート・アルバイトの方)

高額療養費の支給申請にご協力ください

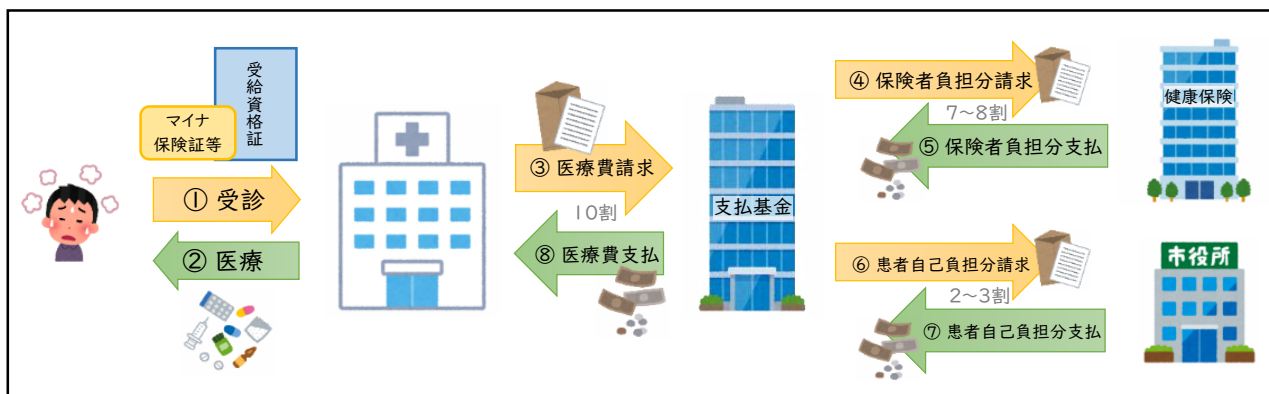
ご入院や手術、高額なお薬などで医療費が高額になった月があったときは、数ヶ月後に「高額療養費支給申請について」という書類をお送りいたします。
被保険者様の署名等が必要ですので、書類にご記入いただきご返送ください。医療費助成制度を続けていくために、必ずご協力をお願いいたします。

限度額適用認定証の交付を申請してください

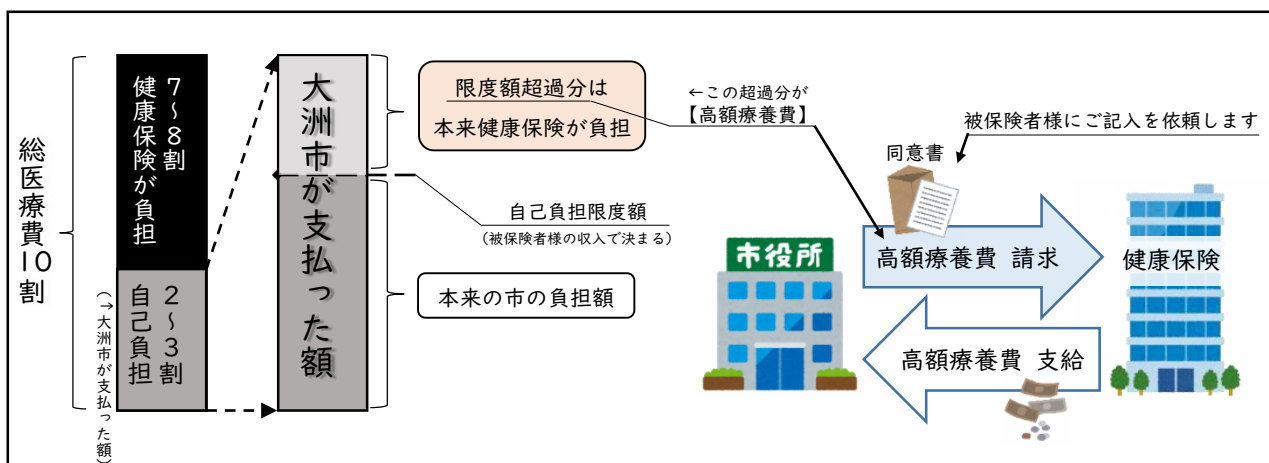
高額な医療費がかかる場合に、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで、保険診療分の支払いを自己負担限度額までにすることができます。入院時などはこの制度を利用することで高額療養費の発生を抑えることができ、被保険者様のお手間も省略できるため、ぜひお勤め先の総務部や人事部にお問い合わせいただき、「**限度額適用認定証**」の交付を受けてください。マイナ保険証をご利用の方は手続き不要の場合もあります。

【医療を受けたときのお金の流れ（全体）】

お子さまの医療費（自己負担分）は、大洲市が代わりに支払います。



医療費が高額になった場合、大洲市は被保険者様の健康保険へ【高額療養費】の支給を申請します。その際、申請書と同意書の記入について、被保険者様にご協力いただくことになります。



！ 健康保険の情報が変わった

お仕事やお勤め先、扶養者が変わったときなど、お子さまの健康保険情報が変更になったときは必ず届け出てください。新しい保険情報がわかるものを持参いただき、変更届をご提出ください。

！ 住所が変わった

市内で転居したときは、受給資格証を差し替えますので必ずご持参ください。変更届のご提出をお願いいたします。

！ 大洲市から引っ越すことになった

大洲市から転出されると資格喪失となります。（お子さまだけ転出の場合は継続の可能性あり）受給資格証を必ずご返却いただき、資格喪失届をご提出ください。オンライン手続きで転出される場合も、事前にお問い合わせください。

！ 学校の管理下でケガをした

授業中、部活動中、登下校中など学校管理下におけるケガや病気は、日本スポーツ振興センターから災害共済給付金の支給が行われるため、子ども医療費助成制度の対象になりません。3ページをご参照ください。

！ 学校でのケガだが窓口負担額を支払わなかった

受給資格証を使って受診されている場合、現在大洲市が医療費を立て替えている状態です。学校を通して日本スポーツ振興センターへ災害共済給付金を申請後、給付金（医療費の4割）の支給がありましたら、その後立替分（医療費の3割）を返還いただきます。学校を通して返還用の納付書をお渡しいたしますので、金融機関等にて速やかにお支払いください。

！ 社会保険から高額療養費の振込があった

健康保険によっては、支給申請を行わなくても自動的に被保険者へ支給される場合があります。それがお子さんの医療費に対する高額療養費であれば、大洲市へご返還いただくことになります。納付書をご用意いたしますので、大洲市役所市民課（0893-24-1713）へご連絡ください。

！ 受給資格証を忘れて自己負担額を支払った

同月中に医療機関へ受給資格証を提示すれば、現金で払い戻しを受けられる場合があります。そうでない場合は、6ページを参照いただき、市役所で払い戻しの申請を行ってください。

もし保険情報ごと忘れて10割負担している場合は、先に健康保険へ申請が必要です。社会保険の方はお勤め先へ、国民健康保険の方は市役所市民課へお問い合わせください。

！ 県外で受診したら受給資格証が使えなかった

保険適用の医療費については払い戻しのお手続きが可能です。6ページをご参照ください。

！ 受給資格証を紛失してしまった

再交付のお手続きにご来庁ください。お子さまの保険情報がわかるもの・来庁者様のご本人確認書類をお持ちいただき、申請をお願いいたします。

また、破損・汚損の場合も再交付（取替）できます。

！ 治療用装具(コルセット、治療用眼鏡など)を作成した

10割負担なされている状態ですので、まず健康保険へ7割（または8割）分の支給を申請してください。

国民健康保険の方……市役所窓口で国民健康保険分の給付（7～8割）を申請してください。
その際、子ども医療費助成分（2～3割）も併せてご案内いたします。

社会保険の方……まずお勤め先にお問い合わせください。
社会保険で給付（7～8割）が決定すると支給額の通知が届きます。
その通知書を添えて、残りの子ども医療費助成分（2～3割）について市役所窓口で申請してください。

子ども医療費助成分の支給申請に必要なもの

【申請窓口：市役所本庁または各支所】

- ① 受診したお子さまの保険情報がわかるもの
- ② 受診したお子さまの子ども医療費受給資格証
- ③ 治療用装具製作指示装着証明書
- ④ 治療用装具の領収証
- ⑤ 受給資格者になっている保護者様の口座がわかるもの（通帳など）
- ⑥ 社会保険の方は、健康保険の支給決定通知

漫画でおさらい

お姉ちゃん
出産おめでとう

ありがとう

大洲市の
子ども医療費受給資格証は
もう受け取った？

医療機関でこれを
保険情報と一緒に出せば
この子の医療費が無料になるのよね

子ども医療費受給資格証

市役所勤務のツツジさん

子ども

子ども

市役所

このカードを
提示することで

そう！
保険診療の自己負担分を
税金で負担してくれるよ！

子どもの医療費は
大洲市へ請求
してくれるのね！

でも
こういう時は
使えないから
気をつけて！

こんな時は一旦
自己負担して
おけばいいのね
わかったわ！

学校管理下のケガ

県外受診

加害者がいる場合

市役所

※お問い合わせください。

スポーツ
振興センター

自己負担した分は
後日払い戻しを
申請できるから
安心して！

ええ
自営業や
フリーランスじゃ
ないから

あとお姉ちゃん
健康保険は
社会保険だよ

社会保険だよ

社会保険(被用者保険)

会社員、公務員、船員など
他人に雇われている人
(扶養されている人も含む)が
雇用契約に基づいて加入する
健康保険

国民健康保険

職場の健康保険に加入して
いる人や生活保護を受けて
いる人、後期高齢者医療制度
の対象になる人を除いた
全ての人が加入する健康保険

高額な医療を受けたときは
健康保険から返ってくる
お金があるね

でも医療費は大洲市が
払ってくれているから
私は負担していない
ような……？

**限度額超過分
(高額療養費)**

**負担すべき
限度額**

そうか！
大洲市にお金が返るってことね！

その通り！

大洲市は健康保険に
限度額超過分の払い戻しを
請求できるんだよ

市役所

そのためには
被保険者の同意が必要だから
大洲市から書類が届くよ

被保険者

記入して返送するだけだから
協力してあげてね！

私たちにとっては
同じ「無料」でも

そうだね
ケガや病気の
治療にお金がかからない
わけじゃない
もんね！

どこが医療費を
払ってくれるかが
変わるってことね

覚えておくわ

健康保険

大洲市

スポーツ
振興センター
など

長く助成を続けていくために、ご協力よろしくお願いします

市から払い戻しを受けるには
どうすればいいのかしら

受給資格者の
口座情報がわかるもの
・通帳
・キャッシュカード
など

医療費の領収証

子ども医療費
受給資格証

子どもの保険情報が
わかるもの
・資格確認書
・資格情報のお知らせ
・マイナポータル画面印刷
など

これらを持って
市役所の窓口に行けば
案内してもらえるよ

ひと月分まとめて

ココに記載された方の
口座が必要です。

受診から2年以内に
申請してね

子ども医療費受給資格証

受給者番号				
受給資格者	氏名			
	住所			

ああそうそう！

これから
保険情報が変わったり
引っ越したりしたときは
必ず早めに
市役所に届け出てね

医療費を
正しく申請・助成して
もらうためだよ！

もし届け出ずに
間違った助成を
受けたら……

変更届

たとえ
悪気が
なくても

医療費を返還しなきゃ
いけなくなるから
本当に気をつけて…

お姉ちゃんも
病院も
市役所も
超大変だから

うん、わかったわ

こういうのっていつまで
気をつけたらいいの……？

18歳になって最初の
3月31日までだよ

高校卒業まで
助成してもらえるのね

もしこの子が将来
「大洲市を出て遠くの高校に通いたい」
って言い出したらどうなるのかな？

OK

大丈夫！

子だけが
大洲市から転出した場合
受給資格者が引き続き大洲在住なら
助成も続くよ！

あとは
例えば16歳から
働き始めたとしても

18歳の年度末までは
助成を受けられるからね！

へえ～

注意事項さえ
覚えておけば
とても助かる制度ね

就職しても結婚しても
18歳年度末まで助成

でしょ！

大人になるまで
安心して育ててね！

ご不明点がございましたらお気軽にお問い合わせください！

〒795-8601
大洲市大洲690番地の1
大洲市市民課 高齢者医療係
TEL：0893-24-1713
(平日 8：30～17：15)

